

(案)
造林事業請負契約書

- 1 事業名 8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備
造林第1号
- 2 事業場所 留萌北部森林管理署 6林班い小班ほか
- 3 事業量
- | | |
|-------------|----------------------|
| 地拵（人力機械） | 0.58 ha |
| 地拵（大型機械） | 1.36 ha |
| 植付（コンテナ苗） | 1.94 ha(3,000本) |
| 根踏 | 3.03 ha |
| 下刈 | 21.89 ha |
| 機械下刈 | 0.27 ha |
| 作業道修理（刈払） | 1.930 km |
| 作業道修理（路面整正） | 1.600 km |
| 作業道修理（側溝作設） | 1.600 km |
| 作業道修理（砂利敷均） | 180.0 m ³ |
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年10月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
額 金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
○×	前金払	10分の4以内
	中間前金払	第35条第4項
○×	部分払	1回以内
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 天塩郡天塩町新栄通6丁目
 氏名 分任支出負担行為担当官
 留萌北部森林管理署長 荒川 和也 印

請負者 住所
 氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

コンテナ苗植付

8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備造林第1号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
羽幌	2129 ほ	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	2.93	1.36	2,100	1	4.0	1.5	1	R8.9.1	R8.10.30	
羽幌	2129 ほ	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	1.25	0.58	900	1	3.5	1.5	1	R8.9.1	R8.10.30	
		新植 コンテナ苗植付 計		4.18	1.94	3,000							
		羽幌 計		4.18	1.94	3,000							
合計				4.18	1.94	3,000							

事業内訳書

機械下刈

8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備造林第1号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様				作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払方法	刈幅(m)	残幅(m)	連絡路(m)	から	まで	
羽幌	2129 <	人工林 機械下刈	0.39	0.27	筋刈	3.2	0.8		契約締結日の翌日	R8.8.25	特殊草刈機
		人工林 機械下刈 計	0.39	0.27							
		羽幌 計	0.39	0.27							
合計			0.39	0.27							

事業内訳書

作業道刈払

8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備造林第1号

担当区	作業道名	作業種別 (細分)	刈払 延長 (m)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				刈幅				から	まで	
羽幌	2129林班作業道	作業道修理刈払	1,930	3.0m				契約締結日の翌日	R8.9.30	
		羽幌 計	1,930							
合計			1,930							

事業内訳書

砂利敷均

8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備造林第1号

担当区	作業道名	内訳	作業種別 (細分)	作業 延長 (m)	数量 (m3)	作業仕様				作業期間年月日		備考
										から	まで	
羽幌	2129林班作業道	ブルドーザ3t級	作業道修理 砂利敷均		180					契約締結日の翌日	R8.10.30	
			羽幌計		180							
合計					180							

特記仕様書

8年度留萌北部署【天塩・遠別・羽幌地区】保全整備造林第1号について下記の事項を定める

記

1. 2129く林小班の下刈については、次のとおりとする。

(1) 使用する機械等について

プルーリストの使用機械が「特殊草刈機」と記載のある場合は、乗車型草刈機もしくは遠隔操縦式草刈機により刈払うこと。

大型機械等による下刈については、今後も技術の定着が必要であることから、プルーリストに「特殊草刈機」と記載があった場合でも、自社でバックホウをベースマシンとしたクラッシャを所有しており、これにより設計図書の内容に沿った下刈が効率良く実施できると判断され、使用を希望する場合は協議により契約内容の変更に応じることとする。事業計画書の提出前までに発注者へ提案すること。

(2) 実行にあたっての留意事項

- ① 刈払いが必要な幅にもかかわらず、何らかの理由により一定の面積について、大型機械等で刈払いできない区域がある場合は、事前に発注者へ協議すること。
- ② 現地での具体的な作業方法等については、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。
- ③ 現地検討会及び工期調査（時間計測、聞き取り調査及びビデオ撮影等）の対応が生じる場合は協力すること。

2. 下刈について

事業内訳書の備考欄に「新仕様」と記載のある記番は、軽労化等を目的とした従来とは異なる仕様のため、現地における刈幅の位置等の具体的な作業方法について、監督職員と打ち合わせのうえ実行すること。

3. 協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社石田農園 夕張郡長沼町東5線北14番地 TEL：01238-9-2254	トドマツ	1号 (300cc)	3,000本

4. 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

- (1) 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- (2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

- ① 真夏日：日最高気温が30度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT値）が25度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

②事業期間：事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

③真夏日率：事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

(3) 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(4) 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

(5) 請負者は、事業完了届の提出前にあらかじめ監督職員へ計測結果の資料を提出する。

あわせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決定する。

なお、当試行に取り組んでいた場合で、例えば「真夏日」が「0日」だったなど、計測結果の提出がなかった場合は請負金額の変更は行わない。

(6) 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

(7) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

5. 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

(1) 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

(2) 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。

(3) 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

(4) 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

- ①衛星携帯電話事業者名
- ②衛星携帯電話サービス名
- ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
- ④利用料金
- ⑤利用期間（○月○日～○月○日まで）
- ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）

- (5) 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- (6) 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。合わせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決めるものとする。
- (7) 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- (8) 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。
- (9) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。